

事務所だより

第151号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

無期転換ルールを再確認

無期転換ルールとは

無期転換ルールとは、同一の使用（企業）との間で、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。労働者が無期転換を申し込んだ場合、無期労働契約が成立し、事業主は拒否することができません。

契約期間が1年の場合は、5回目の更新後の1年間に無期転換の申込権が発生します（図1参照）。契約期間が3年の場合は、1回目の更新後の3年間に無期転換の申込権が発生します（図2参照）。

無期転換の対象者

無期転換の対象者は、原則として契約期間の定めのある労働者で、名称は問いません。

定年後引き続き雇用される嘱託社員なども対象となりますが、「特例の認定」を受けている場合は除かれます。なお、「派遣社員」の場合は、派遣元の企業に無期転換ルールへの対応が求められます。

“特例の認定”とは

無期転換ルールの適用は、前述のとおり、通算5年を超える有期労働契約で働くすべての方が対象になります。そのため、定年後引き続き雇用される嘱託社員なども当然に対象となり、無期転換申込権が発生します。

しかし「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（有期雇用特別措置法）により、次に該当する労働者は無期転換申込権が発生しない特例が設けられています。

①、専門的知識等を有する有

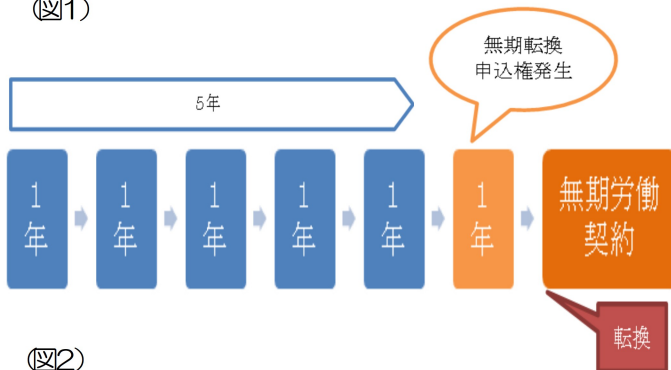
期雇用労働者（高度専門職）
②、定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用高齢者）
この特例の適用は、事業主が本社・支店を管轄する都道府県労働局へ認定申請を行い、認定されていない限りはなりません。

説明・周知義務なし

法律上、使用者は無期転換の申込みができることを説明

したり、労働者に周知する義務は定められていません。そのため、無期転換制度を知らない労働者が少なくありません。しかし、計画的な人事管理を行う観点からも、また、無期転換申込権の有無をめぐる紛争を回避する観点からも、あらかじめ、労働条件通知書に転換制度を記述しておく等の周知を行くことが望まれます。

（図1）



（図2）



アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手続

給与計算には欠かせない入退社手続等に関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

「キャリアアップ助成金」が一部変わりました

令和4年4月1日から「キャリアアップ助成金」について、次の各コースについて一部見直しがありました。

【正社員化コースのみ】

一部廃止

有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換の助成を廃止

【正社員化コース・障害者正社員化コース】

正社員定義の変更（※1）

「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限り、が追加

非正規雇用労働者定義の変更（※1）

（※1）

賃金の額または計算方法が「正社員と異なる雇用区分の就業規則等」の適用を6か月以上受けて雇用している有期または無期雇用労働者の正社員転換が必要

【賃金規定等共通化コース】

一部廃止

共通化した対象労働者（2人目以降）について、人数に応じて助成額を上乗せする加算措置が廃止。

【賞与・退職金制度導入コース（※2）】

支給要件の変更

諸手当等（賞与、退職金、家族手当、住宅手当、健康診断制度）の制度共通化への助成を廃止し、賞与または退職金の制度新設への助成に変更

一部廃止

共通化した対象労働者（2人目以降）について、人数に応じて助成額を上乗せする加算措置が廃止

【短時間労働者労働時間延長コース】

支給要件の緩和

延長すべき週所定労働時間…

週5時間以上 ↓ 週3時間以上

助成額の時限措置の延長

以上

5月2日

〇預金管理状況報告の提出

5月2日

〇預金管理状況報告の提出

5月2日

令和4年度の雇用保険料率

令和4年度の雇用保険料率が公表され、4月からは事業主負担が、10月からは労働者・事業主負担共に変更となります。

令和4年4月～9月

	①+② 雇用保険 料率	①労働者 負担	②事業主 負担
一般 の事業	0.95%	0.3%	0.6%
農林産・ 清酒製造 の事業	1.15%	0.4%	0.75%
建設 の事業	1.25%	0.4%	0.85%

令和4年10月～令和5年3月

	①+② 雇用保険 料率	①労働者 負担	②事業主 負担
一般 の事業	1.35%	0.5%	0.85%
農林産・ 清酒製造 の事業	1.55%	0.6%	0.95%
建設 の事業	1.65%	0.6%	1.05%

増額措置等を延長…

令和4年9月末 ↓ 令和6年9月末（予定）

（※1）令和4年10月1日以降の正社員転換に適用

（※2）旧諸手当制度共通化コース

（※3）非正規雇用労働者に対する制度新設のみで助成可（正社員との共通化は必須ではない）

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

共通化は必須ではない

4月の労務手続
「提出先・納付先」

11日

〇雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

「公共職業安定所」

5月2日

〇預金管理状況報告の提出

5月2日



山科・疎水（2022.3.30）

- 〇労働者死傷病報告の提出（休業4日未満、1月～3月）
- 〇健保・厚生保険料の納付
- 〇日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
- 〇労働保険印紙保険料納付

〔労働基準監督署〕

〔郵便局または銀行〕

〔年金事務所〕

〔労働基準監督署〕

〔郵便局または銀行〕

〔年金事務所〕

〔労働基準監督署〕

〔郵便局または銀行〕

〔年金事務所〕

〔労働基準監督署〕

〔郵便局または銀行〕

〔年金事務所〕

〔労働基準監督署〕

〔郵便局または銀行〕

〔年金事務所〕

〔労働基準監督署〕

〔郵便局または銀行〕

〔年金事務所〕

〔労働基準監督署〕

編集後記

せっかく咲き始めたクロッカスですが、次々と萎れてしまいました。手入れが行き届かなかったのか、よくみると虫が…。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」